

重要事項説明書 ケアハウス (軽費老人ホーム)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えているケアハウスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定に基づき、ケアハウス入居契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 ケアハウスを運営する事業者について

	社会福祉法人のぞみ
代表者氏名	理事長 須藤 英仁
法人所在地 (連絡先及び電話番号等)	群馬県安中市築瀬 500 番地 027-385-0888
法人設立年月日	1993 年 7 月 12 日

2 ご利用施設について

(1) 施設の所在地等

施設名称	ケアハウスジョリエやなせ
事業の種類	軽費老人ホーム(ケアハウス)
施設所在地	〒379-0134 安中市築瀬 500 番地
連絡先	TEL 027-385-0888 FAX 027-385-4448
施設長名	半田 裕樹
開設年月日	1994 年 4 月 1 日
入居定員	50 名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的 と 運営方針	社会福祉法人のぞみ(以下「法人」)が運営するケアハウスジョリエやなせ(以下「施設」)は、ご契約者(以下「利用者」)の意向を尊重して、多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立し、安全で安心した生活を営むことができるように支援いたします。
--------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 施設窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日 ただし、年末年始(12月30日から1月3日まで)を除く
営業時間	9時から17時まで

(4) 居室等の概要

居室の種類	室数	備考
個室（1人室）	50室	居室の変更：利用者から居室の変更希望があった場合、施設がその可否を判断します。また、契約者の心身の状況より、契約者やご家族と相談の上、居室を変更する場合があります。
2人室	0室	
食堂	1室	1階
デイルーム	1室	1階
相談室	1室	1階
浴室	1室	1階
洗濯室	4室	2階～5階

(5) 職員の配置状況

当施設では、利用者に日常生活支援サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

職名	常勤	非常勤	備考	勤務体制
施設長	1名			8時30分～18時00分
生活相談員	1名			8時30分～18時00分
ケアワーカー	2名			宿直業務含む 18時00分～8時30分
栄養士	1名			8時30分～18時00分
調理員	1名	5名		委託先：日清医療食品株式会社
嘱託医師		1名		

3 提供するサービスの内容について

サービスの種類	サービスの内容
食事	<p>○当施設では、栄養士による献立により、食事を一日3回提供します。</p> <p>○食事内容は、栄養並びに利用者の健康状態及び嗜好等を考慮したメニューや、季節感ある食事等の提供に努めます。</p> <p>○下記の食事時間に、一階の食堂にて提供いたします。</p> <p>【 朝食：7時40分～ 昼食：12時00分～ 夕食：17時50分～ 】</p> <p>○衛生管理上許可可能な一定時間に限り、取り置きすることができます。</p>
入浴	<p>○当施設では、火、金曜を除く〔ユニットバス（小浴室）や、シャワーは、使用可〕下記の時間帯に一階の大浴室で入浴することができます。</p> <p>【 女性：12時30分～16時00分 男性：16時00分～18時00分 】</p>
洗濯	<p>○当施設では、各階の洗濯機・乾燥機を自由に使うことができます。（乾燥機のみ有料1時間100円）</p>
相談、援助	<p>○当施設は、利用者の入居時には、利用者の従来での生活の状況や心身の健康状態等について把握し、入居後は利用者の各種の生活相談に応じるとともに適切な援助に努めます。</p> <p>○当施設は、常に市町村や在宅サービス事業所と連携を図り、必要に応じて、その有効な利用について照会、手続き等の援助に努めます。</p>
レクリエーション活動	<p>○当施設は、定期的または日常的に、利用者が生き生きと明るい日常生活を送れるよう、集団的なレクリエーションや体操、趣味活動等の提供に努めます。</p>

	○利用者が自主的に趣味、教養娯楽、交流行事等を行う場合は、必要に応じて協力します。
定期健康診断受診の機会	○当施設では、利用者に定期的に協力医療機関における健康診断を受ける機会を提供し、その記録の保存、健康保持、疾病予防に努めます。
日常生活上の支援	○利用者の心身の状況やご希望を勘案した日常生活支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・衣料品店（月1）やスーパーへ（週1）お買い物希望に応じて車で送迎。 ・理美容師さんが毎月第二土曜日に来所し、カット、パーマ、顔そり等の希望に応じる。 ・毎月週替わりでお誕生会を実施。生まれ月に誕生日のお祝いをし、昼食は特別な献立。 ・季節毎の外出やイベントを実施。

4 利用料金について

当施設では、次の費用の額の支払いを受けるものとします。

① サービス提供に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・施設運営のための人件費、事務費等に当たる費用です。 ・前年度の収入によって金額が異なります。対象収入は、収入から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入のことをいいます。 ・ご夫婦で入居する場合は特例があります。（詳細別途） 	費用は別紙のとおり（群馬県基準）
② 生活費	<ul style="list-style-type: none"> ・食事サービスと共用部分の維持費に関する費用です。 ・食費は、朝食 200 円昼食 300 円夕食 300 円の計算で、事前申出（10 日前）がある場合、一食単位で返金いたします。又、デイサービス等定期欠食の場合も同様の返金を行います。 ・11 月～3 月は、冬期加算が別途必要となります。 	費用は別紙のとおり（群馬県基準） 〔月額〕 44,510 円 2,280 円
③ 居住に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃にあたる費用です。 	〔月額〕 15,000 円
④ 個人費用	<ul style="list-style-type: none"> ・カーテンはご自身で防災用の物をご用意ください。 ・居室で使用される光熱費（電気料金、水道料金）は、各自ご負担となります。 	電気料金：使用メーター分 水道料金：一律 500 円
⑤ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・行事等特別なサービスをご利用される場合、その費用の一部又は全て各自のご負担で、その都度お支払いいただきます。 ・退去時現状復帰として、リフォーム代金 100,000 円～必要となります。状況に応じて、増額が必要の場合があります。※西向きの部屋につきましては他の部屋に比べて 70cm 程度広い為 120,000 円程度費用がかかります。 	

・①の費用は、年度毎に見直すため、利用者の前年度の収入が証明できる各書類（源泉徴収票、年金確定通知等）及びその金額が記載されている通帳等のコピーをご提出頂きます。

・①及び②の費用は、毎年 4 月 1 日を基準日とし、年度の途中で群馬県より利用料の変更がなされた場合は、当該年度の 4 月 1 日に遡って徴収させていただきます。

5 利用料金等の請求及び支払い方法について

① 請求方法等	<p>ア 利用料金等は、利用月ごとの合計金額により請求します。</p> <p>イ 上記に係わる請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 3 日までにお届けしま</p>
---------	------------------------------------------------------------------------------------

	す。
② お支払い方法等	<p>ア 請求書の内容をご確認ください。請求月の5日に、当施設指定金融機関のしのみ信用金庫安中支店より自動振替にてお支払いください。</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。</p>

・利用料金等の支払いについて、正当な理由が無いにもかかわらず、支払い期日から3ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から、14日以内に支払いが無い場合には、入居契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 衛生管理等

- ① 当施設では、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に綿密な連携に努めます。

7 緊急時の対応方法について

利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、安中市、利用者の家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当施設が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、当施設は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険種目	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	対人、対物事故補償、管理財物、使用不能、人格権侵害、経済的損害 事故対応費用、対人見舞費用

9 非常災害対策

- ① 当施設の施設長を、災害対策に関する担当者（防災管理者）と任命し、施設及び法人の関係部署と連携を図り非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 毎年2回、定期的に避難及びその他必要な訓練を行います。

10 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 相談、苦情の受付体制

当施設では、利用者及びその家族等からの苦情等の受付体制について下記の通り定めています。

- ① 苦情受付担当者：生活相談員、介護職員、栄養士

② 苦情解決責任者：施設長

(2) 相談、苦情の対応について

- ・ 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を正確に把握するため、聞き取りや事情確認を行う。
- ・ 受付担当者は、従業者等に事実関係の確認を行う。
- ・ 受付担当者は、把握した状況を施設長とともに検討し、迅速かつ誠実に対応する。
- ・ 利用者には、苦情又は相談の対応方法を含めた結果報告を行う。その際、関係者への連絡調整が必要な場合は適宜対応する。(時間を要する内容もその翌日までには連絡する。)
- ・ 当施設で処理ができない内容の場合、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法をご契約者の立場にたって検討し、対応する。

11 秘密保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	ア 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 イ 事業者及び従業者は、サービスの提供をする上で知り得た利用者の家族の秘密を正当な理由なく、第三者にもらしません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	ア 事業者は、利用者からの予め文書で同意を得ない限り、サービスの提供以外の目的で個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても同様とします。 イ 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ウ 当事者が管理する情報は、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示にかかる複写料は別途必要)

12 虐待の防止について

当施設では、利用者等の人権擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 施設長を、虐待防止に関する責任者として任命しています。
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを安中市に通報します。

13 身体拘束について

事業者は、原則として利用者にたいして身体拘束を行いません。ただし、自傷他害当の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命、身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行います。また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

① 緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命、身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
② 非代替性	身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命、身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
③ 一時性	利用者本人または他人の生命、身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

14 サービス提供の記録

- ① 当施設では、利用者に提供するサービスの状況に関する記録を行い、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 契約の終了について

① 契約期間について

当施設では、契約の終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続して当施設をご利用頂けますが、仮に下記の事項に該当するに至った場合、等施設との契約は終了し、利用者に退所して頂くこととなります。

- ア 利用者の心身の状況から、当施設での生活が困難となった場合
- イ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者の当施設での生活が不可能となった場合
- ウ 利用者が退所を申し出、又は契約を解除する場合
- エ 当施設が契約を解除する場合

② 退所の申し出について

契約期間中であっても、利用者から退所をもうしでることができます。その場合には、退所を希望する日の30日前までに事務所へお申出ください。

16 居室の明け渡しについて

- ① 利用者の所有物は、全て引き取ってもらいます。
- ② 所有物の引き取り完了日を明け渡し日とします。

17 その他

この重要事項説明書は、契約書等の内容から重要と思われる部分を抜粋したものです。詳細については、契約書をご熟読ください。

18 重要事項の説明年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、本書面にに基づき、重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	安中市築瀬 500 番地
	法人名	社会福祉法人のぞみ
	代表者	理事長 須藤 英仁
	事業所名	ケアハウスジョリエやなせ
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印